浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例 (抜粋)

(家庭系廃棄物等の収集又は運搬の禁止)

- 第16条 一般廃棄物処理計画で定めるところにより設置された家庭系廃棄物 を排出すべき場所(以下「ごみ集積所」という。)に排出された家庭系廃棄物 (次項に規定する集団回収資源物を除く。)及び第31条第5項本文の規定に より排出された連絡ごみは、市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外 の者は、収集又は運搬をしてはならない。
- 2 集団回収のためにごみ集積所を利用して排出された資源物(以下「集団回収 資源物」という。)は、当該集団回収を行う団体及び当該団体から収集又は運 搬の委託を受けた者以外の者は、収集又は運搬をしてはならない。
- 3 市長は、ごみ集積所の位置を示す図面を作成し、これを規則で定める場所に おいて公衆の縦覧に供しなければならない。
- 第5条 条例第16条第3項に規定する規則で定める場所は、次に掲げる場所と する。

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則(抜粋)

- (1) 浜松市役所
- (2) 前号に掲げる場所のほか、市長が必要があると認める場所
- 2 条例第16条第3項の縦覧をする者は、次に掲げる事項を遵守しなければな らない。
 - (1) 図面を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 図面を汚損し、又は損傷しないこと。

(ごみ集積所の位置を示す図面の縦覧)

- (3) 他の者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。
- 3 市長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがある者に対し、縦覧 を停止し、又は禁止することができる。

(収集運搬禁止廃棄物に係る命令)

第17条 市長は、前条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項に規定す る家庭系廃棄物若しくは連絡ごみ又は集団回収資源物(以下「収集運搬禁止廃

乗物」という。)の収集又は運搬をしている者に対し、当該収集若しくは運搬を中止して当該収集運搬禁止廃棄物を原状に回復すること又は同項若しくは同条第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物の収集若しくは運搬をしないことを命じることができる。

2 市長は、前条第1項又は第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物の収集 又は運搬をした者に対し、当該収集若しくは運搬に係る収集運搬禁止廃棄物を 原状に回復すること又は同条第1項若しくは第2項の規定に違反して収集運 搬禁止廃棄物の収集若しくは運搬をしないことを命じることができる。

(公表)

第18条 … (略)

2 市長は、前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に違 反したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 3 市長は、前2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公 表の対象となる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により当該公表の対象となる者が弁明をしたときは、第

(公表)

第6条 … (略)

- 2 条例第18条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 違反者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 違反の日時、場所及び内容
- (3) 違反行為に用いられた車両の自動車登録番号又は車両番号
- (4) 命令の内容
- (5) 公表の対象となる者が弁明をしたときは、その弁明の内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 3 前2項の規定による公表は、浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に定める掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

1項又は第2項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。

(報告の徴収等)

- 第35条 市長は、第3章及び第4章の規定の施行に必要な限度において、事業者その他市長が必要があると認める者に対し、廃棄物の減量及び資源化並びに廃棄物の適正処理に関し、必要な報告を求め、又は指示をすることができる。 (立入検査等)
- 第36条 市長は、第3章及び第4章の規定の施行に必要な限度において、その 職員に、事業者その他市長が必要があると認める者の土地、建物、車両その他 の場所に立ち入り、廃棄物の減量及び資源化並びに廃棄物の適正処理に関し、 帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(浜松市行政手続条例の適用除外)

- 第37条 第17条第1項の規定による命令については、浜松市行政手続条例 (平成8年浜松市条例第69号)第3章の規定は、適用しない。
- 第39条 第17条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。
- 第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。